

地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年11月26日提出

川崎市長 福田 紀彦

1 市長の専決事項の指定について第1項による専決処分

| 番号 | 担当局名  | 専決処分年月日 | 事件の概要   |
|----|-------|---------|---|
|    |       |         | 和解条項要旨  |
| 1  | 教育委員会 | 7.10.9  | <p>本市が実施する学校給食を受けた者の保護者である相手方が、本市の再三にわたる催告にもかかわらず学校給食費を納付しなかったために、本市が川崎簡易裁判所書記官を行った学校給食費の支払に係る支払督促の申立てについて、相手方から督促異議の申立てがなされたことから、民事訴訟法第395条の規定により、相手方に対して学校給食費413,180円等の支払を求める訴訟に移行したが、同裁判所から強い和解勧告があった。</p> <p>1 相手方は、本市に対し、連帯して、令和3年6月から令和7年9月までに相手方が支払うべき学校給食費のうち滞納となっているもの（以下「滞納分学校給食費」という。）481,470円、遅延損害金、支払督促申立手続費用等を支払う義務があることを認める。</p> <p>2 相手方は、本市に対し、連帯して、前項の金員を分割して、令和7年11月から令和9年10月まで毎月30,000円以内の所定の額を本市所定の納付書により支払う。</p> <p>3 相手方が前項の分割金の支払及び本件和解が成立了日以降に納期限が到来する相手方が負担すべき学校給食費の支払を3回分以上怠ったときは、相手方は、当然に期限の利益を失い、本市に対し、連帯して、直ちに前項による既払金を控除した第1項の滞納分学校給食費の残額、支払督促申立手続費用等及び滞納分学校給食費の残額に対する遅延損害金を支払う。</p> |

## 2 市長の専決事項の指定について第2項による専決処分

| 番号 | 発生局名  | 専決処分年月日   | 損害賠償の額    | 事件の概要   |
|----|-------|-----------|-----------|---|
| 1  | 環境局   | 7. 9. 30  | 円 72,183  | 令和6年5月14日、高津区で、本市小型ごみ収集車が、左折した際、曲がり角に停車していた被害者所有の軽自動車に接触し、破損させたもの                         |
| 2  | 環境局   | 7. 10. 24 | 円 146,300 | 令和6年2月20日、麻生区で、本市小型ごみ収集車が、集積所に着けようと後退した際、被害者所有の集積所の屋根に接触し、破損させたもの                         |
| 3  | 健康福祉局 | 7. 10. 21 | 円 240,637 | 令和6年6月2日、中原区で、本市軽自動車が、通過しようとした際、右側から走行してきた被害者所有の原動機付自転車に接触し、被害者を負傷させ、及び当該原動機付自転車等を破損させたもの |
| 4  | 宮前区役所 | 7. 10. 21 | 円 206,767 | 令和7年7月15日、宮前区で、本市職員が、本市軽自動車から降車しようとドアを開けた際、当該ドアが、強風にあおられ、駐車していた被害者所有の軽自動車に接触し、破損させたもの     |
| 5  | 経済労働局 | 7. 9. 11  | 円 56,315  | 令和7年6月23日、高津区で、本市職員が作業中、開放していた倉庫の扉が、強風にあおられ、駐車していた被害者所有の原動機付自転車に接触し、破損させたもの               |
| 6  | 建設緑政局 | 7. 8. 14  | 円 66,582  | 令和6年12月19日、新川崎駅周辺自転車等駐車場第5施設西側連絡通路で、被害者が歩行中、当該通路の接続部の破損により生じた路面の段差につまずいて転倒し、負傷したものの       |
| 7  | 建設緑政局 | 7. 8. 15  | 円 49,896  | 令和7年3月19日、幸区で、被害者所有の小型自動車が、駐車場から道路に出ようとした際、破損していたL型側溝が跳ね上がり、当該小型自動車が破損したもの                |
| 8  | 建設緑政局 | 7. 9. 25  | 円 53,500  | 令和7年4月8日、木月下旬公園で、遊んでいた被害者が、時計柱から突き出ていたねじに接触し、負傷したもの                                       |

|    |         |           |              |   |
|----|---------|-----------|--------------|---|
| 9  | 中原区役所   | 7. 10. 17 | 円<br>6,000   | 平成19年6月2日、本市職員が、戸籍の電算化を行った際、被害者の戸籍の附票に誤った住所を記録し、被害者が、当該戸籍の附票の写しを用いて不動産登記を申請したため、被害者の住所が誤って登記され、更正登記申請のため、不要な登録免許税を支払うこととなつたもの |
| 10 | 多摩区役所   | 7. 9. 9   | 円<br>193,512 | 令和7年7月30日、被害者宅先水路敷で、本市職員が草刈り作業中、草刈機によって跳ねた石が、被害者所有の建物の窓ガラスに当たり、破損させたもの  |
| 11 | 教育委員会   | 7. 9. 11  | 円<br>592,834 | 平成26年6月30日、市立学校の廊下で、視覚障害者体験学習中、被害者が、アイマスクを着けて、他の児童に誘導されて歩行していたところ、他の児童が手を離したため、ロッカーに接触し、負傷したもの                                |
| 12 | 選挙管理委員会 | 7. 9. 26  | 円<br>44,660  | 令和7年7月22日、幸区河原町1番地県営住宅内の集会所で、本市職員が、投票所の撤収作業中、外してあったガラス戸を誤って倒し、破損させたもの   |

### 3 市長の専決事項の指定について第4項による専決処分

| 議案番号 | 議決年月日    | 工事名                     | 契約の相手方  | 変更事項                       |                            | 専決処分年月日 | 変更理由  |
|------|----------|-------------------------|---|----------------------------|----------------------------|---------|---|
|      |          |                         |   | 変更前                        | 変更後                        |         |   |
| 79   | 4. 6. 23 | 南武線登戸・中野島間二線道路橋上部工架替え工事 | 横浜市西区平沼1丁目40番26号<br>東日本旅客鉄道株式会社<br>執行役員横浜支社長<br>照井 英之 | 契約金額<br>1,500,036,000<br>円 | 契約金額<br>1,400,314,028<br>円 | 7. 8. 4 | 工事進捗に伴う調査の結果、新たな施工方法等を検討する必要があることが判明したことから、本工事としては施工済みの内容をもつて一時中断することとし、工事費が減額となつたため、契約金額の変更を行うもの |

#### 4 市長の専決事項の指定について第6項による専決処分

##### 訴えの提起

| 番号 | 専決処分年月日   | 請求の要旨  |
|----|-----------|--|
| 1  | 7. 10. 22 | 市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに滞納使用料479,144円、延滞金及び令和7年7月10日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月89,300円の支払を求めるもの |
| 2  | 7. 10. 22 | 市営住宅を権原なく占有し、本市の再三にわたる退去の要求にも応じない被告に対し、当該市営住宅の明渡し及び令和7年8月1日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月81,700円の支払を求めるもの                         |